

日本の農林水産物・加工品

# 海外展開時の 模倣対策について

2025年10月3日

弁理士法人オフィス大江山  
代表社員 弁理士 岡 恵

# 自己紹介

京都府加佐郡大江町（現福知山市）生まれ

実家は、GI万願寺甘とうの元生産農家

地域ブランドの育成支援、農林水産物の商品開発・

六次産業化支援を通じ「一隅を照らす」事業経営

地域社会に貢献すべく活動中。

## ■所属・会員等

- ・弁理士（登録番号21014）・行政書士（登録番号22301692）
- ・薬剤師（登録番号307377）
- ・GIアドバイザー（近畿、中国四国ブロック）
- ・食の6次産業化プロデューサー レベル3（登録番号22009931）
- ・INPIT登録専門家
- ・GFP専門家
- ・日本商標協会会員
- ・日本フードツーリズム学会 会員
- ・農林水産知的財産保護コンソーシアム会員



岡 恵

当社の加工品、国内の市場にしか  
出していないはずが、海外のレストランで  
“〇〇ブランド”として売られていた。

出した覚えはない…

いったいどこ経由で！？

そもそも本物？？

# なぜ「出した覚えがないのに売られている」のか？

## ◆ 1. 出荷と輸出が“乖離”

卸売市場 → 仲卸 → 商社 → 海外

生産者が「最終到達地（国）」を把握しづらい

## ◆ 2. “用途転換”されやすい

例）国内販売用 → 海外の富裕層向けスーパーで高値販売  
「転売」や「ルート変更」

## ◆ 3. SNS・越境ECで“勝手に売られている”

買い手や転売業者が「本物です」と謳って海外へ無断販売  
商品だけでなく地域名や認証マークも模倣対象に

# 輸出戦略「守る」ための知財

| 項目                      | 主な対応                                                                                     | ポイント・注意点                                                                                             |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| GI                      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 輸出先国でのGI登録手続き（商標法又は独自制度）</li></ul>               | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本でのGI登録が要件となっている国がある</li></ul>                              |
| 商標<br>文字・マーク<br>（ロゴ・図形） | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現地語での商標登録</li><li>・ 使用態様に沿ったロゴマークの商標登録</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特に中国、台湾、韓国など現地語での登録も推奨</li><li>・ マークの登録で権利行使の実効性向上</li></ul> |
| パッケージ                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 真贋判定ポイントの付与</li><li>・ 意匠登録</li></ul>             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本物を証明する（→模倣品の精度向上）</li><li>・ 文化性・贈答性も配慮</li></ul>            |

# GIマーク＝“国が認める本物”の証



- 農林水産大臣が各国で商標登録
- GIの生産者団体が活用できる
- 「国の認定を受けた本物である」というメッセージをバイヤーや消費者に明確に伝えることができる
- 新規市場への参入・高級志向市場での差別化においても強力なシンボルに！



# 加工品のGI登録例



十勝ラクレット



青森の黒にんにく



岩出山凍り豆腐



いしり



若狭小浜小鯛ささ漬



ちんすこう

# 提供するサービス



## 【弁理士業務】

- ・ 特許出願（専門分野：化学、薬学、食品、化粧品）
- ・ 商標登録出願（全区分）
- ・ 意匠登録出願
- ・ 地域ブランドの育成支援
- ・ 上記に関するコンサルティング業務

## 【行政書士業務】

- ・ 著作権・地理的表示等申請
- ・ 上記に関するコンサルティング業務

【その他】 農林水産物の商品開発・六次産業化支援など



# 本日はありがとうございました

知財のコンシェルジュ®  
弁理士法人オフィス大江山  
行政書士オフィス大江山

〒658-0013  
兵庫県神戸市東灘区深江北町4丁目8番19-201号  
<https://o-ip.pro>  
☎070-7569-1954 mail@o-ip.pro

本講演内容は、あくまでも一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。本講演内容に基づいて何らかのアクションを取られる場合は、講演内容のみに依拠することなく、専門家の適切なアドバイスを得てご判断ください。